

日本口腔顔面痛学会認定医・専門医・指導医規則

(目的)

第1条

本規則は口腔顔面痛に関する広い学識と高度な専門的技能を有する歯科医師・医師の養成を図り、もって口腔顔面痛医療の発展と向上ならびに国民の福祉に貢献することを目的とする。

(認定)

第2条

日本口腔顔面痛学会（以下、「本会」という）は、前条の目的を達成するため、日本口腔顔面痛学会認定医（以下、「口腔顔面痛認定医」という）、日本口腔顔面痛学会専門医（以下、「口腔顔面痛専門医」という）および日本口腔顔面痛学会指導医（以下、「口腔顔面痛指導医」という）を認定し、認定証を交付する。

2 本会は研修施設の認定を行い、研修施設認定証を交付する。

(認定の原則)

第3条

口腔顔面痛認定医、専門医および指導医は、口腔顔面痛全般に知識があり、かつ口腔顔面痛に関して、まんべんなく臨床研修を行った者のみを認定する。補綴、保存、口腔外科、歯科麻酔等、特定の領域に偏った知識や臨床経験のみの者は認定しない。

(認定委員会)

第4条

本会会則第3条3項に基づき、口腔顔面痛認定医、専門医、指導医制度に必要な事項を審議するために専門医等認定委員会（以下、「認定委員会」という）を置く。

(認定委員会の構成)

第5条

認定委員会は、会員のうちから理事長が指名する委員9名をもって構成する。

2 委員は半数以上を口腔顔面痛指導医から選任しなければならない。

3 理事長は委員の専任に際しては、特定の専門領域に偏らないように努めなければならない。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員長および委員に欠員が生じた場合は、理事長はすみやかに委員を補充する。任期は前任者の残任期間とする。

5 委員長は、理事長が口腔顔面痛指導医から指名する。副委員長は、委員長が指名する。

(認定委員会の運用)

第6条

認定委員会は、委員長が招集する。

2 認定医委員会は、委員長を含む委員の過半数の出席をもって成立する。議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長に事故があるときは副委員長が委員長の業務を行う。副委員長に事故のあるときは、理事長の指名する者が業務を行う。

4 委員および委員長は、自己の資格審査および自己の所属する研修施設の認定資格にかかる議決には参加できない。

(認定委員会の業務)

第7条

認定委員会は、下記の業務を行う。

- (1)口腔顔面痛認定医、専門医、指導医の資格審査及び更新資格審査
- (2)口腔顔面痛専門医試験、指導医試験の実施と合否判定
- (3)研修施設の認定審査、活動報告書及び事業計画書の審査
- (4)教育講座の開催
- (5)上記の目的を達成するために付随する行為

(口腔顔面痛専門医試験)

第8条

口腔顔面痛専門医の認定のため、認定委員会は口腔顔面痛専門医試験を実施する。

2 口腔顔面痛専門医試験は選択式試験、記述式試験および口頭試問により行う。

3 口腔顔面痛専門医試験は、認定医であり、かつ研修機関に通算して4年以上在籍していなければ受験できない。

(口腔顔面痛指導医試験)

第9条

口腔顔面痛指導医の認定のため、認定委員会は口腔顔面痛指導医試験を実施する。

2 口腔顔面痛指導医試験は記述式試験および口頭試問により行う。

3 口腔顔面痛指導医試験は、専門医であり、かつ専門医取得後4年以上口腔顔面痛臨床に従事していなければ受験できない。

(認定医の資格申請)

第10条

口腔顔面痛認定医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 申請時に2年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 研修機関に通算して2年以上在籍していること
- (4) 本会専門医制度等施行細則に定めた基準に従い、口腔顔面痛の各分野について、まんべんなく研修していること

(専門医の申請資格)

第11条

口腔顔面痛専門医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 申請時に5年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 申請時に口腔顔面痛認定医であること
- (4) 研修機関に通算して5年以上在籍していること
- (5) 本会専門医制度等施行細則に定めた基準に従い、口腔顔面痛の各分野について、まんべんなく研修していること
- (6) 口腔顔面痛専門医試験に合格していること

(指導医の申請資格)

第12条

口腔顔面痛専門医を申請する者は、申請時に下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 申請時に10年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 口腔顔面痛専門医取得後5年以上、口腔顔面痛臨床に従事していること
- (4) 申請時に口腔顔面痛専門医であること
- (5) 本会専門医制度等施行細則に定める所定の研修を終了していること
- (6) 口腔顔面痛指導医試験に合格していること

(研修施設の認定資格)

第13条

研修施設は、口腔顔面痛学の発展と口腔顔面痛医療の向上を目的に、研究及び臨床研修を行う施設とする。

2 研修施設は、下記の各号全てに該当することを要する。

- (1) 口腔顔面痛指導医が常勤として在籍していること
- (2) 指導施設としてふさわしい講習が定期的に行われていること

- (3)研修の実施に必要な設備および図書を有していること
- (4)本会研修施設施行細則に定める基準を満たしていること

(研修施設の報告義務)

第14条

研修施設は、1年間の活動報告書及び次年度の事業計画書を委員会に提出しなければならない。

(氏名等の公表)

第15条

認定証は、登録料を納入し、登録申請書を提出した後、理事長から交付される。

- 2 認定証を交付された者の氏名又は研修施設名は、本会学会誌に掲載する。

(口腔顔面痛認定医、専門医、指導医の資格更新)

第16条

口腔顔面痛認定医、専門医および指導医は、5年毎に資格の更新をしなければならない。

- 2 更新に必要な研修等は、本会専門医等更新制度施行細則に定める。
- 3 口腔顔面痛専門医を取得した者、および更新した者は、同日、口腔顔面痛認定医資格も更新した者とし、それぞれの認定証を交付する。
- 4 口腔顔面痛指導医を取得した者、および更新した者は、同日、口腔顔面痛認定医、および専門医資格を更新した者とし、それぞれの認定証を交付する。
- 5 口腔顔面痛専門医の更新を申請した者が更新の要件を満たしていない時は、口腔顔面痛認定医の更新の可否を審査する。
- 6 口腔顔面痛指導医の更新を申請した者が更新の要件を満たしていない時は、口腔顔面痛専門医あるいは認定医の更新の可否を審査する。
- 7 疾病、妊娠、海外留学、天災等、やむを得ない事情により期限内に更新できない時は、委員会の審査および理事会の承認を経て、更新期間を延長することができる。ただし合計で2年以上延長することはできない。

(専門医等の認定手順)

第17条

口腔顔面痛認定医、専門医および指導医の資格は、申請に基づき認定委員会が資格審査を行い、理事会の議を経て、所定の認定料を支払った者を認定する。資格更新も同様とする。

- 2 研修施設の認定は、認定委員会が認定審査を行い、理事会の議を経て認定する。

(口腔顔面痛認定医、専門医、指導医の資格喪失)

第18条

口腔顔面痛認定医、専門医および指導医は、下記の各号のいずれかに該当する場合には認定委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

- (1)資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
- (2)歯科医師または医師の免許取消、または歯科医業（医業）の停止処分を受けたとき。
- (3)口腔顔面痛認定医、専門医、指導医として品位を損する行為があったとき
- (4)口腔顔面痛指導医が虚偽の研修証明書を発行したとき

2 前項(3)(4)を理由とする処分を行うときは、認定委員会は倫理委員会の意見を先に求めなければならない。

3 口腔顔面痛認定医、専門医、指導医は、下記の各号のいずれかに該当する場合には当然にその資格を失う。

- (1)本会の会員の身分を失ったとき。
- (2)取得後5年が経過し、資格の更新を行わなかったとき。

(研修機関の資格喪失)

第19条

研修施設は、下記の各号のいずれかに該当する場合には委員会、理事会の議を経てその資格を失う。

- (1)研修施設の資格の辞退届を理事長宛に届け出たとき。
- (2)研修施設に口腔顔面痛指導医が常勤として在籍しなくなったとき。
- (3)第14条の報告書の提出を怠ったとき。
- (4)研修機関として品位を損する行為があったとき
- (5)研修機関に所属する口腔顔面痛指導医が虚偽の研修証明書を発行したとき

2 前項(4)(5)を理由とする処分を行うときは、認定委員会は倫理委員会の意見を先に求めなければならない。

(申請料)

第20条

口腔顔面痛認定医の申請料は1万円、登録料は1万円とする。

- 2 口腔顔面痛専門医の申請料は1万円、登録料（口腔顔面痛認定医登録料を含む）は2万円とする。
- 3 口腔顔面痛指導医の申請料は1万円、登録料（口腔顔面痛認定医、専門医登録料を含む）は2万円とする。
- 4 口腔顔面痛専門医試験および指導医試験の受験料は3万円とする。
- 5 認定医の更新料は1万円、専門医の更新料（口腔顔面痛認定医更新料を含む）は2万円とする。

円、指導医の更新料（口腔顔面痛認定医、専門医更新料を含む）は2万円とする。

6 一旦納入した申請料、登録料、受験料、更新料は、いかなる理由があろうとも返金しない。

（補則）

第21条

この規程を改正する場合には、認定委員会および理事会の議を経て総会での承認を得なければならない。

2 この規程に定める者のほか、専門医等の制度の実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

第22条

本規定における正会員あるいは準会員としての会員期間は、口腔顔面痛学会およびJ A O Pの会員期間を当然含む。

（付則）

第1条 暫定認定医、専門医、暫定指導医については別に定める。

第2条 暫定指導医は本認定医・専門医・指導医規則においては指導医とみなす。

第3条 本規定施行後6か月間に限り、第5条2項は適用しない。

第4条 本認定医・専門医・指導医規則施行から2年間に限り、1年あたり1万円を支払うことで、認定医・専門医・指導医規則施行以前の会員期間を増やすことができる。ただし認定医・専門医・指導医規則施行以降の会員期間は増やすことができない。

第5条 本認定医・専門医・指導医規則施行時に任命された認定委員のうち、理事長の指名する4名は、任期を3年とする。

第6条 本認定医・専門医・指導医規則施行以前、あるいは本認定医・専門医・指導医規則施行1年間は、「本学会の認める他科専門医研修施設」での研修期間を、認定施設での研修期間みなす。ただし認定医申請においては1年間、専門医申請においては2年6カ月を限度とする。

第7条 認定委員会はすみやかに研修施設の施設基準を定めて12条(4)の細則案を取り決め、また研修カリキュラムの詳細を検討して本会専門医制度等施行細則の改正案を取り決め、理事会に上申するものとする。

第8条 歯科医師法、医師法により臨床研修を修了したものとみなされるもの（歯科医師にあつては成18年4月1日以前に免許を受けた者等）は、免許交付日をもって臨床研修を修了したものとみなす。

この認定医・専門医・指導医規則は、平成23年10月8日に制定し、同日から施行する。

日本口腔顔面痛学会専門医制度等施行細則

(目的)

第1条

本規定は日本口腔顔面痛学会認定医・専門医・指導医規則（以下、認定医・専門医・指導医規則）に基づき、口腔顔面痛認定医、専門医および指導医を資格認定する、あるいは更新するのに必要な研修内容について定める。

(認定医の臨床研修)

第2条

認定医・専門医・指導医規則 10 条(4)に規定する研修は、以下の全項目とする。

- (1) 歯科医師法または医師法 16 条 2 項の臨床研修（以下、「臨床研修」という）を修了後、認定医・専門医・指導医規則第 16 条に規定する研修施設（以下、「研修施設」という）で 2 年以上、週 3 日以上上の研修を行うこと。
- (2) 別表 1 に規定する講習を受講すること
- (3) 日本口腔顔面痛学会で、主演者として一般演題を発表していること
- (4) 日本口腔顔面痛学会雑誌に、論文を主著者として 1 編以上発表していること

(専門医の臨床研修)

第3条

認定医・専門医・指導医規則 11 条(5)に規定する研修は、以下の全項目とする。

- (1) 臨床研修を修了後、研修施設で週 3 日以上、5 年以上の研修を行うこと。
- (2) (1) の研修には、口腔外科分野、歯科補綴分野、歯科保存分野、ペインクリニック分野 医科分野の研修を、それぞれ 4 週間以上含むこと。
- (3) 別表 2 に規定する講習を受講すること
- (4) 日本口腔顔面痛学会雑誌に、原著論文を主著者として 1 編以上発表していること
- (5) (4) の論文を含め、疼痛に関する原著論文を共著も含めて 2 編以上発表していること
- (6) 過去 5 年間に、日本口腔顔面痛学会学術集会に 3 回以上出席していること

(指導医の臨床研修)

第4条

認定医・専門医・指導医規則 12 条(5)に規定する研修は、以下の全項目とする。

- (1) 専門医取得後、5 年間以上、口腔顔面痛臨床に従事すること
- (2) 別表 3 に規定する講習を受講すること
- (3) 専門医取得後、日本口腔顔面痛学会雑誌に、原著論文を主著者として 1 編以上発表していること

(4)(3)の論文を含め、専門医取得後、疼痛に関する原著論文を、共著も含めて 2 編以上発表していること

(5) 過去 5 年間に、日本口腔顔面痛学会学術集会に 3 回以上出席していること

(認定医更新のための臨床研修)

第 5 条

認定医の更新に必要な認定医・専門医・指導医規則 16 条(2)に規定する研修は、以下の全項目とする。

(1)別表 1 に規定する講習を受講すること（心肺蘇生法講習を除く）

(2)過去 5 年間に、日本口腔顔面痛学会学術集会に 3 回以上出席していること

(3)日本口腔顔面痛学会雑誌に、共著も含めて論文を 1 編以上発表していること

(専門医更新のための臨床研修)

第 6 条

専門医の更新に必要な認定医・専門医・指導医規則 16 条(2)に規定する研修は、以下の全項目とする。

(1)別表 2 に規定する講習を受講すること（心肺蘇生法講習を除く）

(2)過去 5 年間に、日本口腔顔面痛学会学術集会に 3 回以上出席していること。

(3)日本口腔顔面痛学会雑誌に、共著も含めて論文を 1 編以上発表していること

(指導医更新のための臨床研修)

第 7 条

指導医の更新に必要な認定医・専門医・指導医規則 16 条(2)に規定する研修は、以下の全項目とする。

(1)別表 3 に規定する講習を受講すること（心肺蘇生法講習を除く）

(2)過去 5 年間に、日本口腔顔面痛学会学術集会に 3 回以上出席していること

(3)日本口腔顔面痛学会雑誌に、共著も含めて論文を 2 編以上発表していること

(補則)

第 8 条

この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

この細則は、認定医・専門医・指導医規則施行の日（平成 23 年 10 月 8 日）から施行する。

別表 1（認定医関係）

解剖生理分野	1 単位以上
病理薬理分野	1 単位以上
口腔外科分野	1 単位以上
歯科補綴分野	1 単以上位
歯科保存分野	1 単位以上
ペインクリニック分野	1 単位以上
精神医療・心療内科分野	1 単位以上
上記合計で	10 単位以上
心肺蘇生法講習	合格

別表 2（専門医関係）

解剖生理分野	2 単位以上
病理薬理分野	2 単位以上
口腔外科分野	2 単位以上
歯科補綴分野	3 単位以上
歯科保存分野	2 単位以上
ペインクリニック分野	2 単位以上
精神医療・心療内科分野	2 単位以上
上記合計で	30 単位以上
心肺蘇生法講習	合格

別表 3（指導医関係）

解剖生理分野	3 単位以上
病理薬理分野	3 単位以上
口腔外科分野	3 単位以上
歯科補綴分野	3 単位以上
歯科保存分野	3 単位以上
ペインクリニック分野	3 単位以上
精神医療・心療内科分野	3 単位以上
上記合計で	30 単位以上
心肺蘇生法講習	合格

別表解説

- 1) この制度は「口腔顔面痛の各分野を広く学んだ専門医を養成する」という趣旨を念頭に運用する。
- 2) 研修単位取得は、日本口腔顔面痛学会の主催する研修会（学術大会を含む）への参加

による。おおむね 1 時間の研修参加を 1 単位とする。一般演題発表は単位としない。日本口腔顔面痛学会理事長（学術大会にあつては会長）は、主催する研修がどの分野に該当するかを公表するものとする。

4) それぞれの研修ごとに、あらかじめ認定する分野を決めておく。2 つの分野にまたがる場合は、単位を分割してもよい。例えば「顎関節治療の基礎と臨床」という 2 時間の講演であれば、解剖生理分野 1 単位、歯科補綴分野 1 単位というように、内容に応じて分割する。

5) 「本学会の認める他科専門医」の母体学会および地方会の研修会参加も同様に評価する。ただし認められる単位は必要とする総単位の 1/2 までとする。認定委員会は日本口腔顔面痛学会の主催する研修会以外の単位を認定するかについて決定する権限を有する。

6) 心肺蘇生法は米国心臓協会 B L S コース受講あるいはインストラクター資格取得とする。I C L S は認めない。

7) 受講後 5 年を経過した単位は認めない。

8) 単位認定に際しては、出席を厳格に調査するものとする。

「本学会の認める他科専門医」についての取り決め

第1条

「本学会の認める他科専門医」は別表1に定める専門医あるいは指導医とする。

2 「本学会の認める他科専門医」を養成するために当該学会が認定した研修施設を、「本学会の認める他科専門医研修施設」とする。

第2条

会員は、特定の専門医もしくは指導医資格が「本学会の認める他科専門医」該当するか否かの審査を、専門医等認定委員会に求めることができる。

2 「本学会の認める他科専門医」であると専門医等認定委員会が審査し、認めた時は別表1に追加する。認めなかった場合は理由を付して別表2に追加する。

3 別表1記載の専門医あるいは指導医資格が「本学会の認める他科専門医」であると認められなくなった時は、別表1に認められなくなった日を付記する。

第3条

第2条の審査は、以下の基準の1つに該当するかを基準に判断する。

- (1) 口腔顔面痛に関する広告可能な専門医（厚生労働省認定）
- (2) ABOP（米国口腔顔面痛学会認定医試験合格者）
- (3) 日本歯科医学会専門分科会専門医あるいは認定分科会専門医のうち、口腔顔面痛に関係する専門医あるいは指導医。ただし研修期間が5年以上で、取得に際して筆記試験があるものに限る。
- (4) 日本専門医制評価・認定機構会員学会専門医のうち、口腔顔面痛に関係するに關係する専門医。ただし研修期間が5年以上で、認定に際して筆記試験があるものに限る。Subspecialty専門医は、基本領域の専門医資格期間を研修期間に含める。

第4条

この規程を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

この細則は、日本口腔顔面痛学会認定医・専門医・指導医規則施行の日から施行する。

別表1

口腔外科専門医
歯周病専門医
歯科麻酔専門医

小児歯科専門医
歯科放射線専門医
麻酔科専門医
神経内科専門医
心身医療専門医
ペインクリニック専門医
耳鼻咽喉科専門医
総合内科専門医
外科専門医
小児科専門医
脳神経外科専門医
ABOP（米国口腔顔面痛学会認定医試験合格者）資格所持者
日本補綴歯科学会専門医
日本保存歯科学会専門医
日本歯内療法学会歯内療法専門医
日本障害者歯科学会指導医
日本顎関節学会専門医
日本頭痛学会頭痛専門医
日本精神神経学会精神科専門医

別表 2 認定しない資格

日本有病者歯科医療学会指導医（筆記試験があるか確認できない）
日本歯科東洋医学会指導医（筆記試験があるか確認できない）

口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医・暫定指導医認定医・専門医・指導医規則

(目的)

第1条

本規定は口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医について定める。

(期限)

第2条

本認定医・専門医・指導医規則は日本口腔顔面痛学会認定医・専門医・指導医規則（以下、「認定医・専門医・指導医規則」とする）施行後7年間の時限規則とし、7年を経過すれば効力を失うものとする。

2 口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医は、できるだけ速やかに専門医、指導医を取得するよう努力するものとする。

(認定期限)

第3条

口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医は、認定医・専門医・指導医規則施行の日に名誉会員、正会員あるいは準会員である者のみが申請できる。

2 口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医は、日本口腔顔面痛学会認定医・専門医・指導医規則施行後、2年以内に限り取得できる。

(暫定認定医認定条件)

第4条

口腔顔面痛暫定認定医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 2年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 歯科医師法または医師法16条2項の臨床研修（以下、「臨床研修」という）を修了後、本学会の認める他科専門医研修施設あるいは認定医・専門医・指導医規則第16条に規定する研修施設で2年以上、週3日以上研修を修了していること
- (4) 口腔顔面痛に関する治療経験があること
- (5) 専門医等認定委員会での暫定認定医資格審査に合格すること。

2 前項(3)にかかわらず、5名の専門医、指導医、暫定専門医あるいは暫定指導医が、「口腔顔面痛診療に対して2年以上の研修を終えたものと同等の能力を有する」旨の証明をした者は、前項(3)の条件を満たしているとみなす。

(暫定専門医認定条件)

第5条

口腔顔面痛暫定専門医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 申請時に5年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 申請時に「本学会の認める他科専門医」であること
- (4) 口腔顔面痛に関する治療経験があること
- (5) 専門医等認定委員会での暫定専門医資格審査に合格すること

(暫定指導医認定条件)

第6条

口腔顔面痛暫定指導医を申請する者は、申請時に下記の各号すべてに該当することを要する。

- (1) 日本国歯科医師または医師の免許を有すること
- (2) 申請時に10年以上継続して正会員あるいは準会員であること
- (3) 「本学会の認める他科専門医」取得後5年以上、口腔顔面痛臨床に従事していること
- (4) 専門医等認定委員会での暫定指導医資格審査に合格すること

(下位資格の付与)

第7条

口腔顔面痛暫定専門医を取得した者は、同日、口腔顔面痛暫定認定医を取得したとみなし、それぞれの認定証を交付する。

2 口腔顔面痛暫定指導医を取得した者は、同日、口腔顔面痛暫定認定医および暫定認定医を取得したとみなし、それぞれの認定証を交付する。

(暫定資格の期限)

第8条

口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医の認定期限は、認定医・専門医・指導医規則施行後7年とし、期限後は当然、全ての資格を失う。

2 口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医、暫定指導医は更新できない。

(正規資格への切り替え)

第9条

口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医は、「口腔顔面痛の各分野を広く学んだ専門医を養成する」という制度の趣旨を踏まえ、補充研修を可及的すみやかに終了す

るよう努力するものとする。

- 2 別表 1 の補充研修を終了した暫定認定医のうち、日本口腔顔面痛学会雑誌に論文を主著者として 1 編以上発表した者は、認定医・専門医・指導医規則 10 条に規定にかかわらず、認定医資格を申請できる。
- 3 別表 2 の補充研修を終了した暫定専門医のうち、日本口腔顔面痛学会雑誌に原著論文を 1 編以上発表した者（共著を含む）は、認定医・専門医・指導医規則 11 条に規定にかかわらず、専門医資格を申請できる。
- 4 別表 2 の補充研修を終了した暫定指導医のうち日本口腔顔面痛学会雑誌に原著論文を 1 編以上発表した者（共著を含む）は、認定医・専門医・指導医規則 12 条に規定にかかわらず、指導医資格を申請できる。
- 5 上記 2 項から 4 項により正規資格へ切り替えた者は、切り替え日に当該資格を取得したものであるものとする。

（認定料）

第 10 条

暫定認定医の申請料は 1 万円、登録料は 1 万円とする。

- 2 暫定専門医の申請料は 1 万円、登録料（口腔顔面痛暫定認定医登録料を含む）は 2 万円とする。
- 3 暫定指導医の申請料は 1 万円、登録料（口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医登録料を含む）は 2 万円とする。

（正規資格への切り替え料）

第 11 条

- 1 暫定認定医が認定医を申請する場合、申請料は 1 万円、登録料は 1 万円とする。
- 2 暫定専門医が専門医を申請する場合、申請料は 1 万円、登録料（口腔顔面痛暫定認定医登録料を含む）は 2 万円とする。
- 3 暫定指導医が指導医を申請する場合、申請料は 1 万円、登録料（口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医登録料を含む）は 2 万円とする。
- 4 一旦納入した申請料、登録料は、いかなる理由があろうとも返金しない。

（資格喪失）

第 12 条

口腔顔面痛暫定認定医、暫定専門医および暫定指導医の資格喪失は、認定医・専門医・指導医規則 18 条を準用する。

(準用)

第13条

本認定医・専門医・指導医規則に記載のない事項は、認定医・専門医・指導医規則を準用する。

(補則)

第14条

この細則を改正する場合には、委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

この細則は、認定医・専門医・指導医規則施行の日から施行する。

別表1 (認定医関係)

解剖生理分野	1 単位以上
病理薬理分野	1 単位以上
口腔外科分野	1 単位以上
歯科補綴分野	1 単以上位
歯科保存分野	1 単位以上
ペインクリニック分野	1 単位以上
精神医療・心療内科分野	1 単位以上
上記合計で 10 単位以上	
心肺蘇生法講習	合格

別表2 (専門医・指導医関係)

解剖生理分野	8 単位以上
病理薬理分野	8 単位以上
口腔外科分野	8 単位以上
歯科補綴分野	8 単位以上
歯科保存分野	8 単位以上
ペインクリニック分野	8 単位以上
精神医療・心療内科分野	8 単位以上
上記合計で 60 単位以上	
心肺蘇生法講習	合格

本別表の解釈は、日本口腔顔面痛学会専門医制度等施行細則の別表解説を準用する。